

審査基準及び審査方法

大分県訪問介護事業所支援事業（経営改善支援事業）委託業務にかかる企画提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価の観点	評価					
		A	B	C	D	E	
業務等	取組実績等	○介護サービス事業所への経営基盤の強化、経営状況の改善等の支援実績があるか。 ○伴走支援を行うことができる従業員数を確保しているか。	10	8	6	4	2
	実施体制等	○組織・人員等、県内全域で事業実施が可能な体制を有しており、事業の進行管理を適切に行うことが見込めるか。 ○県内に事業実施のための拠点を有しているか。	15	12	9	6	3
	事業全体の理解	事業の目的・背景・基本的な考え方が十分に理解されているか。	10	8	6	4	2
企画・提案内容	募集・選考	○経営基盤の強化や経営状況の改善を希望する訪問介護事業所の募集・選考方法について、有効な提案があるか。 ○訪問介護事業所に対する事業の周知方法について有効な提案があるか。	10	8	6	4	2
	伴走支援先の決定	訪問介護事業所の要望にあった伴走支援を効率的に行う仕組みに関して有効な提案があるか。	10	8	6	4	2
	経営状況の改善への支援	訪問介護事業所の経営状況等の現状を把握し、利益確保の方法、経費削減の方法、収支バランスのとおり方、職員の勤務環境整備方法等について、訪問介護事業所が求める経営状況の改善に向けた伴走支援を行うための有効な提案があるか。	15	12	9	6	3
	各種加算の取得支援	支援対象事業所が希望する介護報酬上の加算を把握し、取得に向けた体制整備及び必要な手続きのアドバイスを有する有効な提案があるか。	15	12	9	6	3
	その他提案等	その他事業提案等が実現可能で有効なものか	5	4	3	2	1
経費	経費	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等からみて適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であるか。	10	8	6	4	2

2 審査方法

(1) 企画提案点

採点は、審査委員が提案書を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価基準単位の採点

採点については、A、B、C、D、Eの5段階評価とする。

- (目安)
- A 大変優れている
 - B 優れている
 - C 普通
 - D 劣っている
 - E 非常に劣っている

イ 企画提案点

各審査委員の企画提案点を集計の上、審査委員の合計点を算出し、その得点を当該提案者の企画提案点とする。

3 その他

- (1) 上記1及び2に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。
- (2) 契約に当たっては、応募要項及び仕様書の要件を満たす者と契約する。
- (3) その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。